

[事案 2020-62] 新契約無効請求

・令和2年11月13日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足により契約内容を誤信していたとして、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年2月に証券会社を募集代理店として契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、運用成果が2年後くらいには目標を達成して、元本の300万円が戻ってくるとの説明を受けた。しかし、実際の積立金額は現在に至るまで目標に達せず、元本300万円にも届いていない。
- (2)病気、入院、死亡の保障がなく、15年経たないと300万円を受け取ることができないという内容の生命保険には、加入したつもりがない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、商品パンフレット、設計書、契約締結前交付書面を用いて本契約の概要を説明しており、運用成果が2年後くらいには目標を達成し、元本300万円が戻ってくるとの説明はしていない。中途解約した場合の最低保証がないことや、解約払戻金額が運用実績や所定の解約控除により一時払保険料を下回る可能性があることを説明し、申立人に確認している。
- (2)募集人は、設計書を用いて説明しており、設計書には積立期間が15年であること、年金支払開始年齢が76歳であることの記載がある。また、申込書には、運用（積立）期間が15年であることや、年金支払開始年齢が被保険者年齢に運用（積立）期間を足したものであることが明記されており、申立人もそのことを理解して申し込みを行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人の説明不足により契約内容を誤信していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。